



■ 消防関係法令集

(監修：大阪市消防局 編集・発行：一般社団法人大阪市防火管理協会)

- ・ 消防関係法令、大阪市火災予防条例（令和元年6月14日改正の内容）などを収録した実務書です。
- ・ 消防組織法、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、危険物の規制に関する政令、建築基準法〔抄〕及び同法施行令〔抄〕のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法などを掲載しています。
- ・ 条文の後に「解説」、「参照」を加えて、政令や総務省令等の関係法令や法令改正経過が分かりやすくなっています。
- ・ 令和2年4月1日発行、A5版

<p>【価格】 2,000円(税込) [会員の方は、特別価格で販売いたします]</p> <p>【お問い合わせ・ご購入申込み】</p> <p>■ 千544-0021</p> <p>大阪市生野区勝山南4丁目7-11 一般社団法人 大阪市防火管理協会</p> <p>TEL:06-6741-2130 FAX:06-6712-2130 (番号をお間違いないようお願いいたします)</p> <p>E-mail info@sonae.or.jp</p> <p>ご購入は、電話、ファックス又は電子メールでお申込みください。</p>	<p>第八條 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）被用者、消防対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者の中から防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに取替目録の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。（五）（六）</p> <p>② 前項の権限を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。（七）</p> <p>③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。（八）</p> <p>④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の消防計画を行わなければならないと認める場合には、同項の権限を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（九）</p> <p>⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。（一〇）</p> <p>本条の一部改正（昭和二十五年五月法律一八六号）、全部改正（昭和三十一年法律一八六号）</p>
--	--

消防法第八條「防火管理者」の例（抜粋）

← HOME へ戻る

図書一覧へ戻る